

無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、二〇一二年二月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものである。

国の二〇〇七年調査における年金見込者を含む無年金者数は最大一一八万人で、このうち六十五歳以上の無年金者は最大四十二万人と推計されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を十年に短縮すれば、無年金者のうち約六十四万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間は、アメリカ、イギリスは十年、ドイツは五年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長い状況がある。

安倍総理は、本年六月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、二〇一七年四月に予定していた消費税率十％への引き上げを二年半再延期することを表明したが、この無年金者対策については、本年八月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されたところである。

よって、政府におかれては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に次の事項について取り組むよう強く求める。

- 一 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を二十五年から十年に短縮する措置について、二〇一七年度中に確実に実施できるように必要な体制整備を行うこと。
 - 二 低年金者への福祉的な措置として最大月額五千元（年六万円）を支給する「年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施をめざすこと。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年九月二十七日

大分県議会議長 田 中 利 明

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿